

平塚市小規模保育事業の認可に係る審査基準

目次

第1節 総則（第1条から第9条まで）

第2節 小規模保育事業A型（第10条から第15条まで）

第3節 小規模保育事業B型（第16条から第19条まで）

第4節 小規模保育事業C型（第20条から第23条まで）

附則

第1節 総則

（趣旨）

第1条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第10項に規定する小規模保育事業について、平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号。以下「基準条例」という。）及びその他関係法令に定めるもののほか、法第34条の15第2項及び第3項の規定に基づき平塚市長が設置を認可する際に必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

（連携施設）

第2条 基準条例第7条の規定による連携施設については、同条第1号から第3号に規定する事項の全てを満たさなければならない。

2 連携施設が小規模保育事業の利用乳幼児者に対して、前項の規定に基づく支援のほか次に掲げる支援を行うときは、協定書又は契約書若しくは覚書を締結しなければならない。

（1）連携施設が食事の献立作成、調理及び搬入の支援を行うとき

（2）連携施設の嘱託医が小規模保育事業の利用乳幼児者の健康診断等に関する支援を行うとき

（3）基準条例第7条第3号に規定する教育又は保育を提供するとき

（非常災害対策）

第3条 基準条例第8条第1項に規定する「非常災害に対する具体的な計画」とは、同条に規定する訓練その他非常災害時における小規模保育事業の対応を定めた計画が作成されていることをいう。

（職員の知識及び技能の向上等）

第4条 基準条例第10条第2項に規定する研修の機会の確保のため、基準条例第26条における厚生労働大臣が定める指針（以下「保育所保育指針」という。）に従い、職員の研修に関する計画が作成されていなければならない。

（食育の計画）

第5条 基準条例第16条第5項に規定する「食を営む力の育成」を図るため、保育所保育

指針に規定する内容を踏まえた食育の計画が作成されていなければならない。

(食事の提供の特例における施設の基準)

第6条 基準条例第17条第1項に規定する設備は、調理設備として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有するものであり、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等でなければならない。

(調理業務の全部委託)

第7条 小規模保育事業における調理業務の全部を委託しようとする場合は、当該小規模保育事業所の職員による調理と同様な給食の質を確保するため、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)の2から6に定められた条件が遵守されていなければならない。

(小規模保育事業所内部の規程)

第8条 基準条例第19条第11号に規定するその他小規模保育事業の運営に関する重要事項は、経理に関する規程が作成されていなければならない。

(苦情への対応)

第9条 基準条例第22条第1項に規定する必要な措置とは、次の事項を定めた小規模保育事業所の規程等が整備されていること。

- (1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他小規模保育事業所における苦情解決体制
- (2) 小規模保育事業所内における苦情解決のための手続
- (3) 小規模保育事業の利用乳幼児の保護者及び当該小規模保育事業所の職員等に対する苦情受付窓口及び苦情解決手続の周知方法

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第10条 基準条例第29条に規定する設備は、次の基準に適合していなければならない。

- (1) 同条第1号に定める便所は乳児及び幼児用の大便器とし、同条第4号に規定する便所とは幼児用の大便器及び小便器とする。
- (2) 同条第1号に定める乳児室又はほふく室(これらを一の部屋として運営する場合を含む。)の面積は、有効面積が、基準条例に定める面積基準を満たすものとする。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。
- (3) 同条第4号に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」とは、公園、広場、寺社境内等とし、次の要件に該当するものであること。
 - ア 屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。
 - イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、小規模保育事業所A型からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。

ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、小規模保育事業所A型による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる者であること。

(4) 屋外遊戯場については、小規模保育事業所A型の建物が耐火建築物の場合であって、用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該小規模保育事業所A型の建物の屋上を利用した屋外遊戯場とすることができることとし、その場合の当該屋外遊戯場の設備は、基準条例第29条第5号に定める基準のほか、次の要件を満たすこと。

ア 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。

イ 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

ウ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

エ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

オ 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。

カ 基準条例第29条第7号キに規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとする。

(5) 保育室又は遊戯室は、有効面積が基準条例に定める面積基準を満たしていることとし、これらの部屋を複数設置する場合（保育室と遊戯室をそれぞれ設置する場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

(6) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。

（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）

第11条 保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、小規模保育事業所A型の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していなければならない。

2 基準条例第29条第7号イ表中に規定する待避上有効なバルコニーは、次の要件を満たす構造でなければならない。

(1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。

(2) バルコニーは十分に外気に開放すること。

(3) バルコニーの待避に利用する各部分から2メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

(4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75メートル以上、高さは1.8メートル以上、下端の床面からの高さは0.15メートル以下とすること。

(5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5メートル以上の道路又は空地に面すること。

3 基準条例第29条第7号イ表中に規定する屋外傾斜路又はこれに準ずる設備は、乳幼

児の避難に適した構造であること。また、準ずる設備とは、非常用滑り台であること。

- 4 基準条例第29条第7号ウに規定する避難上有効な位置とは、施設又は設備が保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものでなければならない。
- 5 基準条例第29条第7号工(ア)に規定するスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」(昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知)に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。
- 6 基準条例第29条第7号工(イ)に規定する自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。
 - (1) レンジ用簡易自動消火装置
 - (2) フライヤー用簡易自動消火装置
 - (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
 - (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置
- 7 基準条例第29条第7号工(イ)に規定する調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置とは、調理設備を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料(ガラスを除く。)製の扉を設けるものであること。
- 8 基準条例第29条第7号キに規定する消防機関へ火災を通報する設備は、電話が設けられていれば足りるものであること。

(職員)

第12条 嘱託医は医師及び歯科医師とする。

- 2 小規模保育事業所A型には、基準条例第18条、第31条で準用する第25条及び第27条に規定する業務並びに保育所保育指針において施設長の責務とされている業務を行うため、当該業務の長を置かなければならない。
- 3 基準条例第30条第2項に規定する保育士の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの当該小規模保育事業所A型の定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの(小数点以下第2位を切り捨て)の合計(小数点以下第1位を四捨五入)した数に1を加えた以上の人数が常勤職員として確保されていなければならない。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

- 4 小規模保育事業所A型本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であつ

て、次に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育士の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士その他常勤以外の保育士（以下「短時間勤務保育士等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士等の1か月の勤務時間の合計を当該小規模保育事業所A型の就業規則等で定められている常勤保育士の1か月の勤務時間数で除したも（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

（1）常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であつて、当該単位に係る基準条例第30条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。

（2）常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

（開所時間等）

第13条 小規模保育事業所A型における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、小規模保育事業所A型の長がこれを定める。

2 小規模保育事業所A型の長は、前項の規定により開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（保育の内容）

第14条 基準条例第31条で準用する基準条例第26号に規定する保育の内容については、保育所保育指針に従い、次に定める計画が策定されていなければならない。

（1）全体的な計画及び指導計画

（2）保健計画

（3）保育士及び保育所の自己評価の実施に関する計画

（保護者との連絡）

第15条 基準条例第31条で準用する基準条例第27条に規定する保護者との連絡については、保育所保育指針で定める指針に従い、その方法、頻度等が定められていなければならない。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第16条 嘱託医は医師及び歯科医師とする。

2 小規模保育事業所B型は、基準条例第18条、第33条で準用する第25条及び第27条に規定する業務並びに保育所保育指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、当該業務の長を置かなければならない。

3 基準条例第32条第2項に規定する保育従事者の数については、次の表の左欄に掲げる区分ごとの当該小規模保育事業所B型の定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ

除したもの（小数点以下第2位を切り捨て）の合計（小数点以下第1位を四捨五入）した数に1を加えた以上の人数が常勤職員として確保されていなければならない。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

4 小規模保育事業所B型本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育従事者の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育従事者その他常勤以外の保育従事者（以下「短時間勤務保育従事者等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務保育従事者等の1か月の勤務時間の合計を当該小規模保育事業所B型の就業規則等で定められている常勤保育従事者の1か月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

（1）常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る基準条例第32条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合はその数の半数以上）配置されていること。

（2）常勤保育従事者に代えて短時間勤務保育従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

5 常時2名以上の保育士を配置しなければならない。

（保育の内容）

第17条 基準条例第33条で準用する基準条例第26条に規定する保育の内容については、保育所保育指針に従い、次に定める計画が策定されていなければならない。

（1）全体的な計画及び指導計画

（2）保健計画

（3）保育士及び保育所の自己評価の実施に関する計画

（保護者との連絡）

第18条 基準条例第33条で準用する基準条例第27条に規定する保護者との連絡については、保育所保育指針で定める指針に従い、その方法、頻度等が定められていなければならない。

（準用）

第19条 第10条、第11条及び第13条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第10条、第11条及び第13条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(職員)

第20条 嘱託医は医師及び歯科医師とする。

2 小規模保育事業所C型には、基準条例第18条、第37条で準用する第25条及び第27条に規定する業務並びに保育所保育指針において施設長の責務とされている業務を行うため、当該業務の長を置かなければならない。

3 小規模保育事業所C型における家庭的保育者は常勤職員とする。

(保育の内容)

第21条 基準条例第37条で準用する基準条例第26条に規定する保育の内容については、保育所保育指針に従い、次に定める計画が策定されていなければならない。

(1) 全体的な計画及び指導計画

(2) 保健計画

(3) 保育士及び保育所の自己評価の実施に関する計画

(保護者との連絡)

第22条 基準条例第37条で準用する基準条例第27条に規定する保護者との連絡については、保育所保育指針で定める指針に従い、その方法、頻度等が定められていなければならない。

(準用)

第23条 第11条及び第13条の規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第11条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、第13条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と読み替えるものとする。

2 基準条例第34条第4号中「屋外遊戯場」とあるのは、「屋外遊戯場（当該小規模保育事業所C型の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）」と読み替えて、第10条の規定を適用する。この場合において、第10条中「基準条例第29条に規定する設備」とあるのは「基準条例第34条に規定する設備」と、同条第3号及び第4号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、同条第4号力中「基準条例第29条第7号キ」とあるのは「基準条例第34条第7号の規定により基準条例第29条第7号に掲げる要件に該当するものとして適用する同条第7号キ」とする。

附 則

この審査基準は、決裁の日（平成30年5月7日）から施行する。